

# (仮称) 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について (案)

## 1. 趣旨

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立による道路法(昭和27年法律第180号)の一部改正により、これまで国が一律に政令(道路構造令(昭和45年政令第320号))で定めていた道路の構造の技術的基準を参酌し条例で定めることに伴い、(仮称) 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例を制定します。(施行予定日: 公布日)

※県道の構造に関する技術的基準を条例で定めます。

ただし、道路構造令により定められている地方道の構造の一般的技術基準第4条(設計車両)、第12条、第39条第4項および第40条第3項(建築限界)、ならびに第35条第2項および第3項等(橋等の設計自動車荷重)を除きます。

## 2. (仮称) 滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の制定内容 (案)

### (1) 県条例独自の規定

① 自転車歩行者道または歩道に、横断歩道橋もしくは地下横断歩道または路上施設を設ける場合の幅員規定を、具体的な数値基準ではなく、設ける施設幅員に応じた規定とします。

(現行基準: 道路構造令第10条の2、第11条)

路上施設等を設ける場合は、規定の幅員に、設ける施設ごとに下表の幅員を加える規定となっています。

横断歩道橋等を設ける場合	3メートル
ベンチの上屋を設ける場合	2メートル
並木を設ける場合	1.5メートル
ベンチを設ける場合	1メートル
その他の場合	0.5メートル

### 県の考え方

路上施設、またはその施設幅には様々なものが考えられるため、横断歩道橋、ベンチの上屋、並木、ベンチ等の例示に限らず、施設に対応した柔軟な規定とします。

② 車道の縦断勾配について、積雪寒冷地域に存する道路では、5パーセント以下とすることを規定します。ただし、地形状況等によりやむを得ない場合には、特例値まで緩和できる規定とします。

(現行基準：道路構造令第20条)

車道の縦断勾配は、道路の区分および道路の設計速度に応じて、3～12パーセント以下とする規定となっています。

#### 県の考え方

道路構造令では、地域特性に応じた縦断勾配の規定がありません。県北部地域では、冬期の積雪時等に立ち往生する車両により通行に支障をきたすことがあるため、出来る限り緩やかな縦断勾配による整備が必要です。県の運用ルールである「近江の道づくりルール」で定めている「縦断勾配5パーセントが望ましい」との基準を条例化することで、出来る限り積雪寒冷地域に対応した勾配の道路を整備することとします。

③ 歩道および自転車歩行者道の横断勾配について、1パーセントを標準とする規定とします。

(現行基準：道路構造令第24条)

歩道または自転車道等の横断勾配は2パーセントを標準とする規定となっています。

#### 県の考え方

県では、道路構造令の範囲内で、運用ルールである「滋賀県歩道整備マニュアル」の規定、および「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の道路の移動円滑化基準に基づき、県道の歩道等の整備を行っているため、運用ルールの基準で条例化することとします。

## (2) その他の規定

上記の項目以外の規定については、道路構造令と同一の基準で条例化することとします。